

柏市介護職員初任者研修等受講料等助成に係るQ & A

申請の流れ

問 1

申請はいつすればよいですか。

研修を修了し、かつ柏市内の介護サービス事業所に3ヵ月以上継続して勤務をしてから申請してください。なお、研修修了日前から対象の事業所に3ヵ月以上継続して勤務している場合でも、対象になります。

問 2

先着順とのことですが、残りの受付枠は確認できますか。

最新の受付状況につきましては、柏市ホームページにて公表しています。

【柏市ホームページURL】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kourei/kaigo/kaigosonota/1351.html>

対象条件

問 3

柏市外に住んでいる場合でも、対象になりますか。

柏市内の介護サービス事業所に就労されている場合は、対象になります。

問 4

サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム，障害福祉サービス事業所に勤めている場合は対象になりますか。

介護保険のサービス提供を行う施設ではないため，対象になりません。ただし，指定を受けている特定施設であれば，有料老人ホームについても対象になります。

必ず自身の就労先が対象かどうかをご確認ください。下記の施設は助成の対象外です。

対象外施設（一部抜粋）	
障害者福祉サービス事業所	訪問看護
訪問リハビリテーション	病院
サービス付き高齢者住宅	有料老人ホーム（住宅型）
居宅介護支援	

問 5

受講費用について，他の公的制度（ハローワークの教育訓練給付制度，千葉県の給付事業等）で一部費用の助成を受けた場合，残りの金額を本制度で申請することは可能でしょうか。

国や県の補助制度や他の自治体の補助金等の助成制度と重複して申請できません。

問 6

研修の受講先に指定はありますか。

受講場所について特に指定はございません。

問 7

派遣会社に登録しており，柏市内の対象事業所に派遣されて就労する場合でも対象となりますか。

雇用先が派遣会社の場合は，助成の対象外です。

問 8

現在休職中で、休職前は3か月以上の就労経験があります。休職中でも申請することは可能でしょうか。

休職中の申請は受付できません。復帰後に、就労先が就労証明書にて働いていることの証明が可能となつてからは申請可能です。なお、休職前の就労経験が3か月未満の場合は、休職前と復帰後を合算して3か月以上就労した時点で対象となります。

問 9 (R7.6.19 追加)

法人の代表者や役員でも、介護職員としても3か月以上就労している場合は対象となりますか。

介護職員としても就労している場合については対象となります。

申請書類

問 9

『市税に滞納がないことを証明する書類』の発行方法が分かりません。

① 令和7年1月1日時点で柏市に住んでいるかた

書類の省略が可能です。省略したい場合は、オンライン申請する際、納付状況の照会に関する同意欄にチェックしてください。

② 柏市に納税したことがないかた・柏市外に住んでいるかた

前住所や住んでいる市町村にて証明書を発行してください。市町村税を納めていないかたは、非課税証明書等でもかまいません。

※市町村によって書類の名称が異なります。異なる書類を発行しないよう、発行前に必ずご確認ください。

※『課税証明書』では、市税に滞納がないことを証明できません。

問 1 0

初任者研修と実務者研修の両方を同時に申請する場合、重複する書類の省略は可能ですか。

二つの研修を同時に申請する場合、以下の書類は各 1 枚のご用意で申請が可能です。

①市税に滞納がないことを証明する書類 ②就労証明書

上記以外の必要書類については、各研修ごとにご用意ください。

なお、同時でない場合は再発行・再作成が必要となります。

問 1 1

領収書が発行されず手元にありません。振込明細書など、他の書類で代用することは可能でしょうか。

研修先機関に領収書の発行が可能かご確認ください。再発行が難しい場合、高齢者支援課へご連絡ください。

問 1 2

修了証明書を、資格の修了見込み書で代用することは可能でしょうか。

見込み書の場合は受付できません。資格取得後に申請してください。

問 1 3

申請に必要な書類が整ったのですが、いつまでに申請すればよいでしょうか。

『就労証明書』及び『市税に滞納がないことを証明する書類』を発行した日付より、20日以内を目途に申請してください。

対象経費

問 1 4

研修の修了試験に合格できなかったため、再試験をしました。再試験料は対象経費に含まれますか。

再試験料は対象になりません。また、補講の際の費用についても同様に対象になりません。

問 1 5

実務者研修と介護福祉士の資格取得を目的とするものをセットで申し込んだ場合、どちらも対象経費に含まれますか。

介護福祉士の取得経費は対象になりません。実務者研修取得にかかった費用のみ、対象になります。

問 1 6

研修先からキャッシュバックを受けた、又は就労先から助成を受けた場合、申請可能でしょうか。

研修先からのキャッシュバック額や事業所若しくは法人の負担額を差し引いた金額のみ、申請可能です。追加で書類の提出が必要なため、申請前に高齢者支援課までご連絡ください。なお、キャッシュバックが全額の場合は申請できません。

問 1 7

就労先の事業所や法人に費用を立て替えてもらいましたが、申請可能でしょうか。

申請者による立て替え分の支払いが完了した場合のみ申請可能です。追加で書類の提出が必要なため、申請前に高齢者支援課までご連絡ください。

その他、ご不明な点につきましては、下記連絡先までお問い合わせ
してください。

電 話：04－7168－1996

メー ル：info-kr@city.kashiwa.chiba.jp

担 当：柏市役所 高齢者支援課 施設班